

災害時における 葬祭協力等に関する協定書

令和元年 10 月 25 日

和光市

埼 玉 葬 祭 業 協 同 組 合

全日本葬祭業協同組合連合会

災害時における葬祭協力等に関する協定

和光市（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること並びにその場合の手続き等について定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請できる業務は、次に掲げる事項とする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体の収容・保全・処置・安置・搬送
- （3）その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とするときは、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。ただし、災害等が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合又乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

（要請方法）

第4条 前後の規定による要請は原則として文書によるものとし、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭、電話、その他の方法により連絡し、甲は事後に要請書を乙及び丙に提出することができる。

- （1）担当者の所属・職・氏名・連絡先
- （2）要請の理由
- （3）要請する葬祭協力等の内容
- （4）履行場所及び履行期間
- （5）その他の要請を行うための事項

(要請に対する措置)

第5条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に回答するものとする。

(協力の実施)

第6条 乙及び丙は、第4条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

(燃料確保への協力)

第7条 甲は、第4条の要請をしたときは、乙及び丙の葬祭協力等に必要な範囲内において、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

(要請による従事場所)

第8条 第4条の甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報等を第三者に漏らしはならない。

(報告)

第10条 乙及び丙は、第4条の要請により協力したときは、事後に、報告書(様式第2号)と必要時応じて従事者名簿及び霊柩車の搬送報告書を添付して甲に提出するものとする。ただし、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 葬祭協力等に要した費用は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第12条 乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第13条 甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

（価格の決定）

第 14 条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（支援体制の整備）

第 15 条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図られるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 16 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては和光市危機管理室長、乙にあつては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

（災害時の情報共有）

第 17 条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力内容の連衡連絡）

第 18 条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

（協定実施の円滑化）

第 19 条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする

（有効期間）

第 20 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日から 2 か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからでも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第 21 条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年10月25日

甲 埼玉県和光市広沢1-5

和光市

和光市長 松本 武洋

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号-210

埼玉葬祭業協同組合

理事長 村上 基一

丙 東京都港区港南2丁目4番12号港南YKビル4階

全日本葬祭業協同組合連合会

会長 石井 時明

